平成２８年（フ）第１３２４号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地26棟510号
債務者　吉田　一美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市平田923番地１　アミーユ中庄、住民票上の住所岡山市南区新保476番地１
債務者　杉山　昌司
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４９９号
北九州市八幡西区大浦１丁目10番６号（101号）
債務者　後藤　春幸
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０８号
北九州市小倉南区北方３丁目68番６－202号
債務者　八波　博子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５１２号
北九州市門司区大里東２丁目９番10－403号、住民票上の住所北九州市門司区吉志新町３丁目３番11号
債務者　山下　信司
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８３６号
埼玉県和光市西大和団地２番１号204
債務者　大野まゆみ（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８５０号
埼玉県川口市青木５丁目７番17－303号　川口青木第２ローヤルコーポ、旧住所埼玉県川口市本町４丁目６番10－1001号
債務者　松本　卓也
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８８７号
埼玉県川口市本前川１丁目３番１号　Ｆ　ｈｏｕｓｅ　203号
債務者　中山千津子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８８９号
埼玉県川口市柳崎１丁目12番３－404号　県営川口柳崎第二団地
債務者　鳥居　浩樹
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８９０号
埼玉県川口市柳崎１丁目12番３－404号　県営川口柳崎第二団地
債務者　鳥居千恵子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８９９号
さいたま市南区大字大谷口5413番地　６棟103号
債務者　鈴木　健太
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６１号
埼玉県和光市下新倉４丁目21番51号
債務者　堀本　桂子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３７号
埼玉県川口市大字東本郷1194番地の３　コーポみねぎし台Ａ－103号、旧住所埼玉県川口市大字赤井530番地の21
債務者　舘野由希子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８２２号
さいたま市桜区栄和５丁目18番１－108号、旧住所さいたま市桜区大字大久保領家158番地４　コスモ浦和埼大通り２番館405
債務者　岡庭　正之
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０４号
埼玉県戸田市笹目５丁目34番地の４　サニーコート101号室
債務者　平本　梨紗
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
埼玉県草加市谷塚仲町107番地　ハイムもとき202号
債務者　松田　建治
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係